

消費税・インボイス制度導入に待ったを!



区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています
日本共産党荒川区議員
小林行男
 ご意見をお寄せください

区政ニュース

NO. 834
 2021. 10. 10
 区議会控室
 TEL 3802-4627
 FAX 3806-9246
 Email: arajcp@tcn-catv.

ne.jp
 ホームページ
<http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcpa/>
 東尾久相談室
 東尾久2-37-3
 TEL・FAX
 3895-0508

コロナ禍での事業者への必要な支援を

コロナの感染拡大で日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えています。中小事業者は消費税10%の引き上げも重なり深刻になっていきます。必死の経営努力を続けるものの、家賃、人件費など固定費の支払いに行き詰まり、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれています。

荒川区内でも10月1日、飲食店での酒類の提供が約3カ月ぶりに緩和されました。

「やっとお店があけられる」「親の代からこの場所です90年間やってきたがこんなこと初めてだ」「お客さんが戻るのか心配」などの声が寄せられています。また、依然として店を開けられないところもあります。これは料飲業だけではありません。

区に、区内の倒産・廃業はどうか、区内の倒産・廃業はどうか、調査はありますか。区内の実態をしっかりと、つかみ事業継続ができるように適切な支援が必要と決算委員会でも求めました。

消費税・インボイス制度とは・・・

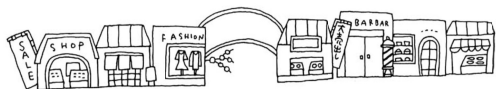
消費税は、単純に売上に10%をかける税金ではありません。売上高の10%から、仕入れ等に含まれている10%の消費税分を差し引いて、税務署に納めます。現在は、仕入れ等に含まれている消費税額は、アバウトなもので、免税事業者や消費者から買ったものも控除の対象です。

日本でも税率が引き上げられたため、免税事業者をなくし、課税を強化するものです。

課税売上高、年1千万円以下は消費税の免税業者になっています。

影響は・・・

建設、運送、料飲、製造、小売、自動車整備、フリーランス、シルバーセンターで働く人など新たな負担を強いられる可能性が大きいものです。



インボイス制度導入は中止に

業者同士を消費税の課税か免税かで分断し、円滑な取引関係を壊すので「免税事業者が課税事業者にならなければ、収入減、休業を余儀なくされる」との不安が広がっています。



日本商工会議所や中小企業団体中央会など官製商工団体からも「凍結」「見直し」の声も上がっています。

制度開始は2023年10月登録をあわてず、追い込もう

10月から登録申請がはじまりました。今、登録すると自動的に課税業者になります。「払わなくてもいい税金を払うことになりません。開始まで2年、登録を希望する場合でも原則として2023年3月31日までに登録すれば間に合います。

取引先や事業実態の状況をよく考えて、やっばり中止を。

新型コロナワクチン接種で新たな対策!

予約なしでの接種を実施します

(1) 対象者: まだ1度も接種をしていない区民、区内在勤・在学の方及びその家族。※年齢は問いません※原則事前予約制ですが急遽当日都合が空いた方等の当日来場接種も可能



(2) 使用ワクチン: 武田/モデルナ社製ワクチン
 (3) 接種会場: 生涯学習センター (荒川区荒川3-49-1)
 (4) 予約なしでの接種期間: 10月5日(火)～10月30日(土)まで
 夜間接種時間の延長について

(1) 実施日及び実施時間: 10月15日(金)及び16日(土) 21時まで
 ※最終受付は20時30分まで (2) 対象会場: 生涯学習センター
 お問い合わせ: 新型コロナワクチン相談センター

電話番号: 0800-666-7777

法律相談会



毎月第3火曜日(午後6時から)北千住法律事務所
 の弁護士による法律相談会
 をおこなっています。
 できるだけ事前にご連絡ください。

**10月の相談会は
 10月19日(火)**

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所にて、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

生活保護は国民の権利です!困ったらためらわず相談を!

申し込みで、3部制

「生活保護の申請は国民の権利です」のポスター(左)これは、札幌市が作成したものです。

「小さ子どもがいてフルタイムで働けない」「給料が低くて生活できない」「再就職が決まらない」など私たちが、普段のくらしの中で起こりうる事例がイラストとともに列記されています。これらは、生活保護の申請をためらう方々に寄り添い、「国民の権利」と呼ばれる内容になっています。

荒川区はどうでしょう。生活保護のしおりやホームページでの広報は、はっきり言ってきわめて不十分です。最低限、国民の権利であること、様々な疑問に丁寧に答えるための改善が急がれます。

病気やけが、事故に遭った場合や、失業あるいは生計を主に担っていた方を亡くした場合など、色々な事情から生活が立ち行かなくなることがあります。困っている方の状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立への援助する制度です。できる限りの努力をしてもなお生活に困る場合には、国で定められた条件を満たせば、国民の誰もが生活保護を受けられることになっています。(荒川区の「しおり」から)

荒川の特性を生かした就労支援を!



サンポップ上のジョブコーナーでの就労相談の新規登録では、介護クラスターや時短営業シフトでの離職、ウイズコロナを考え別の道を求めてなどコロナ影響を受けた人が半数です。

また求職者の8割は「事務」を希望していますが、そもそも自分に何が出来るかわからない、とりあえず事務職と書く方も多いようです。



区内企業と若者をつなげようと、モノづくりの現場を3分動画で紹介、見学にも職員が同行するそうです。すると若者の眼の色が変わる。小さくともキラリと光る企業に魅力を感じ、安定して勤められる企業として

選択の一つになるといいます。

また、職人さんへの弟子入りを希望する若者をサポートする「荒川の匠育成支援事業」があります。これまで16名が修了し10名は伝統工芸の後継ぎとなり、その他全員が関係する仕事に付いています。



区の特徴を生かした若者雇用対策にもっと光をあてて取り組むことを求めています。

わかもの就労サポートデスク

荒川区では、44歳以下の就職活動をしている方を対象とした窓口「わかもの就労サポートデスク」を設置し、就職活動に関する相談や就職活動に役立つセミナー等を行っています。



また、長い期間仕事に就いていない若者の保護者の方を対象に、個別相談も行っています。相談・参加費用は全て無料ですので、ぜひご利用ください。

若者向け個別相談

相談員がキャリアカウンセリングや就職活動に関するアドバイス、就職前後の悩み相談等にお答えします。

自分にはどんな仕事に向いているのかを知りたい方、就職をしたいけれど何から始めればよいか分からない方、履歴書の書き方や面接のアドバイスが欲しい方等、「働く」に関する悩みをお持ちの方は、お気軽にお越しください。

※保護者向け個別相談もあります。

住所: 荒川区荒川七丁目50番9号

センターまちや3階・エレベーターホール前
電話: 3800-6188



〇いよいよ、総選挙です。10月19日公示、31日投開票と決定的になりました。憲法に基づく臨時国会の召集を野党が7月から求め続けているのに開催を無視しづけ、開催したら予算委員会も開催しないで解散となりそうです。国民と国会を愚弄する行為です。野党が政権交代で新しい政治を示す選挙にしたいものです。

